

売れるネット広告社グループ株式会社定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、売れるネット広告社グループ株式会社と称し、英文ではUreru Net Advertising Group Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配及び管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 広告、宣伝、販売促進に関する企画制作及びコンサルティング業務
2. ホームページの企画、制作、保守及び管理業務
3. 企業向け各種セミナー及び講演の企画及び実施
4. コンピューターシステム、ソフトウェア及び情報システムの企画、設計、開発、運用、販売及び保守業務
5. 教材の製作及び販売
6. 衣料品、雑貨品の製造及び販売
7. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造及び販売
8. ダイエット食品、健康食品、飲料水の製造及び販売
9. 通信販売業務
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会

3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを

取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の監査等委員でない取締役は、3名以上とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

2 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定める。

(監査等委員会の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 配当金には利息を付けない。

附 則

1. 本定款の変更は、2019年3月8日から施行する。
2. 本定款の変更は、2020年11月30日から施行する。
3. 本定款の変更は、2021年1月4日から施行する。
4. 本定款の変更は、2021年2月8日から施行する。
5. 本定款の変更は、2021年9月1日から施行する。
6. 本定款の変更は、2023年4月17日から施行する。
7. 本定款の変更は、2024年10月28日から施行する。
8. 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後これを削除する。

9. 本定款の変更は、2025年1月1日から施行する。